

公 安 委 員 会 定 例 会 議 の 概 要

開催月日：令和8年8月4日（火）

出席者

○公安委員会

渡邊委員長、平川委員、久家委員

○県警察

警察本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、首席監察官、警察学校長、警務部総括参事官、総務課長、監察課長、生活安全企画課長、交通規制課長、警備企画課長、運転免許課聴聞官、公安委員会補佐室長

大分県公安委員会定例会議における協議事項、大分県警察からの報告事項等は次のとおりであり、それぞれの事項について審議を行いました。

協 議 事 項

○ 飲食店営業者に対する営業停止処分にかかる聴聞結果及び処分執行について

警察本部から、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第34条第2項に基づく当該施設を用いて営む飲食店営業の停止を行うことに関し、被処分者及び営業所、処分内容、聴聞結果、事案の概要等についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり停止処分を行うことを決裁した。

○ 大分県道路交通法施行細則の一部改正について

警察本部から、令和8年9月1日付けで施行される道路交通法施行令の一部改正等に伴い、「警衛・警護車列で当該用務に使用する自動車等の最高速度」及び「自動車の積載物の高さ指定道路」を見直すため、大分県道路交通法施行細則を一部改正することに関し、改正の概要及び理由、施行日等についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり一部改正することを決裁した。

○ 交通規制の改正について

警察本部から、令和8年9月1日付けで施行される道路交通法施行令の一部改正に伴い、時速30キロメートルに引き下げられた法定速度が最高速度となる区間の一部について、道路交通法第4条第1項前段に基づく道路標識等による最高速度規制を行うことに関し、規制速度、規制場所・区間等についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり交通規制を改正することを決裁した。

○ 運転免許の行政処分について

警察本部から、運転免許の取消しに係る意見聴取事案等に関し、各事案概要、処分内容、被処分者の意見・弁明等についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり取消処分等を行うことを決裁した。

○ 援助要求に基づく警察職員の派遣について

警察本部から、愛知県公安委員会から警察法第60条第1項の規定に基づく援助の要求を受け、警察職員を派遣することについての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり当該要求に対して警察職員を派遣することを決裁した。

○ **指定暴力団員に対する中止命令の発出について**

警察本部から、暴力団の威力を示して、不当贈与要求行為を行った指定暴力団員に対する暴力団対策法に基づく中止命令の発出に関し、命令発出日、違反行為、違反行為者、事案概要等について、報告がなされた。

○ **令和８年上半期における大分県警察業務重点等の推進状況について**

警察本部から、令和８年上半期における大分県警察業務重点等の推進状況に関し、主な取組結果、今後の取組等について、報告がなされた。

公安委員から「年間の目標や重点事項に関し、それらの現状や達成状況を踏まえ、今後どのような取組を推進していくのかについて説明を受け、各部門における取組が非常に分かりやすくて良かった。今後もＰＤＣＡを実践していただきたい」旨の発言がなされた。

○ **監察事項について**

警察本部から、監察事項について、報告がなされた。

○ **令和８年度大分県警察通信指令・無線通話技能競技会の開催結果について**

警察本部から、令和８年度大分県警察通信指令・無線通話技能競技会の開催結果に関し、開催日時・場所、出場チーム、競技方法、結果等について、報告がなされた。

公安委員から「今後開催予定の全国大会では、予選を通過して本選に進めるよう頑張っていたきたい」旨の発言がなされた。

○ **「令和８年熊本地震」の発生に伴う部隊派遣について**

警察本部から、令和８年熊本地震に伴う大分県警察災害派遣隊の活動状況に関し、各派遣部隊の派遣期間、活動内容等について、報告がなされた。

公安委員から「暑い中での任務となるため、熱中症対策等を十分に講じて任務に当たっていただきたい」旨の発言がなされ、警察本部から「電動ファン付ベストなどの暑熱対策資機材を活用するなどしてしっかりと対策を講じてまいる」旨の説明がなされた。

また、公安委員から「熊本地震に関連してか、県内を通る高速道路の通行量が増えた印象を受けている。そうした関連事象に伴って予想される事案についても、対策を検討するなど十分な備えをしていただきたい」旨の発言がなされた。